

## 神戸市年末保育事業運営費補助等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市年末保育事業実施要綱に基づき、年末保育事業（以下「事業」という。）を行う神戸市内の認定こども園及び認可保育所（園）、小規模保育事業、事業所内保育事業（以下「認定こども園等」という。）に対する年末保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金)

第2条 市長は、事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。

### (補助金の申請)

第3条 事業者は、前条の補助金を受けようとするときは、「年末保育事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付額を決定し、「年末保育事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、事業者に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

### (補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付は、事業完了後、速やかに交付するものとする。

### (施行の細則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、主幹局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1 (第2条関係)

年末保育事業運営費補助金の算定方法等

1 補助金額の算定式

(日額)

補助金 = (補助基本額) + (利用料減免額 × 被保護世帯及び市民税非課税世帯に  
属する児童の延利用人数)

2 補助金の算定式に係る単価 (日額)

(1) 補助基本額

日額 75,000円

(2) 利用料減免額 3歳未満児日額 1,600円 (対象児童1人当たり)  
3歳以上児日額 1,200円 (対象児童1人当たり)

# 神戸市年末保育事業運営費補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

所在地  
(申請者) 法人名

神戸市年末保育事業運営費補助等に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請金額								円
------	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、年度 年末保育事業運営費補助金

債権者登録有の場合 債権者登録番号：  
債権者登録無の場合 下記に口座情報を記入

振込口座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義 (カナ)			

注) 債権者登録をしている方は、住所、名称について、債権者登録のとおり記載してください。



様式第2号（第4条関係）

（公印省略）

第 号

年 月 日

様

神戸市長

年末保育事業運営費補助金交付決定通知書  
（年度分）

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市年末保育事業運営費補助等に関する要綱第4条の規定により通知します。

記

1 補助金

交付決定額 円

2 補助の条件

年末保育事業に係る経費に充てること。